

本書面は、ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客さまとの間で個別信用購入あっせん契約成立後、割賦販売法第35条の3の8及び第35条の3の9の一部並びに特定商取引法第4条、第5条、第18条、第19条いずれかの規定に基づく交付書面となりますので、大切に保管してください。

本書面の内容および個人情報の取扱いについて同意し、個別信用購入あっせん契約を申込みます。		
同意日	年	月 日
ご署名		

ご契約にあたっての注意事項

お申込みの際には、「個別信用購入あっせん契約申込書」、本書面に記載の「個別信用購入あっせん約款」及び「個人情報の取り扱いについて」を十分にお読みください。

①通信サービスを解約または機種変更後も、お支払いの義務があります。

通信サービスの契約と個別信用購入あっせん契約は、それぞれ別の契約です。分割払い期間中に、通信サービスの契約を解約又は移動機の機種変更をした場合でも、分割支払金は引き続きお支払いいただけます。なお、分割支払金の各返済期限を待たずに所定の手続きにより、残金を一括でお支払いいただくことも可能です。

②お客さまの情報を指定信用情報機関へ照会し、審査を行います。

割賦販売法の規定により、指定信用情報機関へ照会した情報を用いてお客さまの審査を行います。お客さまが審査に通過した場合、当社はお客さまからのお申込みを承諾したことを販売店に通知します。この時点でお客さまと当社との間に立替払契約が成立します。



③契約内容、（滞納情報含む）支払状況を指定信用情報機関に登録します。

割賦販売法の規定により、ご契約者の個人信用情報を経済産業省の指定する「指定信用情報機関」に登録します。登録する情報は、ご契約者のお名前や住所等の属性情報、当社と締結された個別信用購入あっせん契約の内容、及びご契約者の支払状況等となります。



④指定信用情報機関へ照会・登録する情報は、ご契約者になります。

ご契約者が未成年などで、支払名義人の親権者などがお支払いを滞納した場合、ご契約者の滞納として指定信用情報機関に登録します。

⑤お支払いを遅延すると、クレジットやローンのお申込みが断られることがあります。

お支払いを遅延した事実は、契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済後）から5年間残り、加入信用情報機関の加入会員および当該機関と提携する個人信用情報機関の加入会員が実施する支払能力および返済能力に関する調査に利用されます。

⑥請求の開始時期をご確認ください。

通信サービスの契約と同時に個別信用購入あっせん契約をご契約した場合、ご契約日の翌月から分割支払金の請求を開始します（通信サービスの利用状況によっては、翌々月以降に分割支払金の請求を開始することがあります。）。移動機の機種変更と同時にご契約した場合、ご契約日の翌々月から分割支払金の請求を開始します。

個別信用購入あっせん契約について

個別信用購入あっせん契約とは、お客さまが販売店で商品を購入する際、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまに代わって販売店にその代金（支払総額から頭金を除いた額）の立替払いを行い、後日、お客さまが所定の方法で、当社に対しその立替払金を月々分割してお支払いいただく契約になります。

・通信サービス1契約につき個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約の契約数には上限があります。

ただし上限数未満であっても審査の結果又は商品の購入理由によっては、お申込みをお断りする場合があります。

個人 スマホ（タイプ3）・ケータイ→3契約 その他→2契約
法人 スマホ（タイプ3）・ケータイ→2契約 その他→2契約

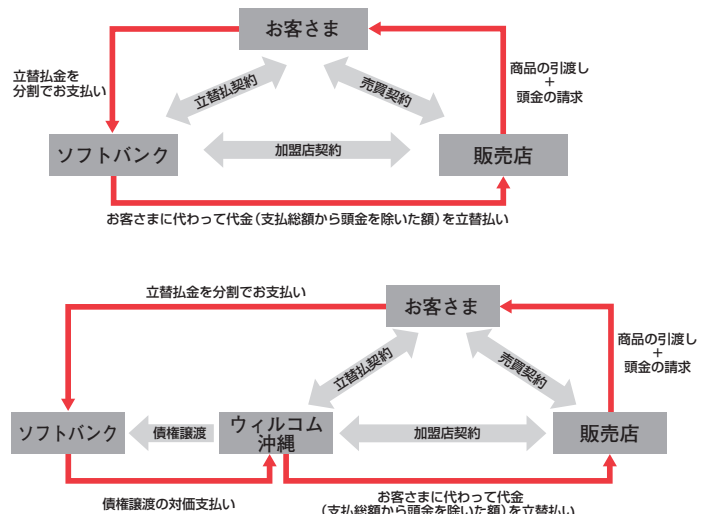
・通信サービスの契約において個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約で商品を購入した場合、商品を購入した翌月から2ヶ月間は個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約での新たな購入はできません。

・契約成立後に支払回数の変更を行うことはできません。分割払い手数料は、当社が負担します。

・お支払方法（クレジットカード又は口座振替から選択）及びお支払い日は、通信サービスと同一です。

・分割支払金は、通信サービスのご利用料金とあわせて請求します。

・通信サービスをご契約でお支払い額が請求書記載の金額に満たない場合、支払期日が古いものから通信サービスのご利用料金、個別信用購入あっせん契約の分割支払金の順に充当します。お支払い額が請求書記載の金額を超過した場合、超過したお支払い額を当社でお預かりし次回以降の請求に充当します（お預かり利子は発生しません。）。



個別信用購入あっせん約款

購入者は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、購入者が販売店から購入する個別信用購入あっせん契約申込書（以下「申込書」といいます。）に記載の商品（以下「商品」といいます。）の販売価格合計から頭金を除いた額（以下「商品代金残金」といいます。）を、以下の条件により、当社が購入者に代わって販売店に立替払することを委託し、当社はこれを受託します。

第1条（立替払契約および売買契約の成立時点）

- (1) 立替払契約は、当社が所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合において、販売店は、購入者にその旨を通知するものとします。なお、申込時に購入者から販売店に支払われた申込金は、立替払契約成立時に頭金に充当されます。
- (2) 購入者と販売店との間の商品の売買契約は、その申し込みがあった後、販売店が購入者に代わって当社に立替払契約の申し込みをした時に成立するものとしますが、その効力は立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が不成立となった場合には、当該売買契約も遡って成立しなかったものとします。
- (3) 立替払契約が不成立のときは、申込金及び申込書は、販売店から購入者に速やかに返還されるものとします。

第2条（商品の引渡しおよび所有権の移転）

商品は、立替払契約成立後直ちに販売店から購入者に引渡され、その所有権は、当該引渡し時に購入者に移転するものとします。

第3条（分割支払金の支払期日・支払方法）

購入者は、申込書記載の金額の分割支払金を、申込書記載の支払期日に、申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。なお、分割支払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が契約されたワイモバイル通信サービスその他の通信サービスに関する契約（以下「サービス契約等」といいます。）が立替払契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、立替払契約は有効に存続し、各回の分割支払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のとおりとします。

第4条（商品の滅失・毀損の場合の責任）

購入者は、立替払契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条（住所の変更）

- (1) 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって当社に通知するものとします。但し、購入者が契約されたサービス契約等の有効期間中は、サービス契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。
- (2) 購入者は、(1) の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第6条（期限の利益喪失）

(1) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

1. 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2. 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
3. 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
5. 商品の購入が購入者にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引については、購入者が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。

(2) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

1. 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
2. その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条（遅延損害金）

(1) 購入者は、分割支払金の支払いを遅滞したとき（(2) の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 購入者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、立替払契約に基づく債務の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（解除）

購入者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、

本契約を解除できるものとします。

第9条（費用等の負担）

- (1) 購入者は、当社に対する分割支払金の支払いに要する費用（送金手数料）を当社が請求する場合には、負担するものとします。
- (2) 購入者は、当社が請求する場合には、支払いが遅延したことにより金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を別に支払うものとします。
- (3) 購入者は、当社に対する本契約に係る料金等の支払証明書等の請求をし、その承諾を受けたときの支払証明書等発行手数料を別に支払うものとします。
- (4) 購入者は、分割支払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、当社が請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。
- (5) 当社が購入者に対して第6条（1）-1.に基づく書面による催告をしたときは、当社が請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (6) 購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、当社が請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第10条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、購入者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第11条（条件となる役務の提供に係る事項）

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第12条（支払停止の抗弁）

(1) 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、分割支払金の支払いを停止できるものとします。

1. 商品の引渡しがされないこと。
2. 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
3. その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。
- (2) 当社は、購入者が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
- (3) 購入者は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 購入者は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には、添付していただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、購入者はその調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、購入者は分割支払金の支払いを停止できないものとします。

1. 商品の購入が購入者にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。
2. 支払総額が4万円に満たないとき。
3. 購入者による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
4. (1) 1.～3.の事由が購入者の責に帰すべきとき。

第13条（公正証書）

購入者は、当社が必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第14条（住民票取得等の同意）

購入者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、購入者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかにかわらず、購入者の住所地、購入地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第16条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する立替払契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びに当社がこの場合に購入者の個人情報譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第17条（早期完済の場合の特約）

購入者は、当初の契約どおりに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された申出月を含む期限未到来の分割払

手数料の払い戻しを当社に請求できるものとします。ただし、当社所定の請求締日後の申出の場合は、申出月の翌月以降に発生する期限未到来の分割払手数料の払い戻しのみを請求できるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

(1) 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団
2. 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号の共生者
9. その他前各号に準ずる者

(2) 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4. 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

5. その他前各号に準ずる行為

(3) 購入者が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社が行う本条に関する必要な調査に応じない場合、当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、購入者との立替払契約の締結を拒絶し、または立替払契約を催告なしに解除することができるものとします。立替払契約が解除された場合、購入者は、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(4) (3)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また(3)の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合でも、購入者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

ウィルコム沖縄営業エリアでお申込みのお客さまへ

●ウィルコム沖縄が提供する通信サービス契約は、株式会社ウィルコム沖縄とのご契約となります。

●本書面においては、ウィルコム沖縄との通信サービス契約がスマホプラン（タイプ3）、ケータイプランの場合、「ソフトバンク」を「ウィルコム沖縄」と読み替えた上でお客さまに適用されることとなります。（※別段の記載がある場合を除く）

●毎月のご利用料金などは、ソフトバンク株式会社に債権譲渡を行います。

訪問販売、電話勧誘販売にてお申込みのお客さまへのご注意事項

勧誘方法等確認のお願い

個別信用購入あっせん契約のお申込みにあたって、お客さまが不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客さま自らご確認ください。また、本内容につきましては、割賦販売法に基づき当社からも確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、当社からの確認時には、個別信用購入あっせん契約書（以下「申込書」といいます。）をお手元にご用意ください。

1. お申込みいただく際にはご確認ください。

(1) お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない約束事項はありませんか。

(2) お客さまが購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものでしょうか。

(3) 商品の内容それらの性能等について、カタログ等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか。

2. クーリングオフの内容についてご確認ください。

(1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。

(2) 原則として、申込書を提出した日（申込書記載の「署名日」の日付）が起算日となります。

3. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認願います。

(1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。

(2) お客さまにとって不利な事実があっても、わざとやわないこと（事実不告知）。

(3) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫・困惑）。

(4) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと（不退去・退去妨害）。

(5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。

(6) 虚偽・誇大説明をすること。

2. 個別信用購入あっせん契約のクーリングオフは、個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする旨の書面を当社に発信した時に効力を生じます。ハガキ等に必要事項（個別信用購入あっせん契約日、購入した商品名、商品を購入した販売店名、申込書番号、個別信用購入あっせん契約を解除しようとする旨）をご記入のうえ、当社宛に郵送してください（簡易書留扱いが確実です。）。

送付先名称	ソフトバンク株式会社 ワイモバイル業務センター
送付先住所	107-8691 赤坂郵便局私書箱 63 号

3. 前項に従って、個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする旨の書面の発信をもって、同時に売買契約等のクーリングオフもしたものとみなされます。ただし、個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする旨の書面において、売買契約等のクーリングオフをしない旨を記載している場合は、この限りではないものとします。

4. 第2項に従って、当社が個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする旨の書面を受領したときは、直ちに販売店に対してその旨を通知するものとします。

5. 売買契約等のクーリングオフは、売買契約等のクーリングオフをする旨の書面を販売店に発信した時に効力を生じます。ハガキ等に必要事項（申込日、購入した商品名、申込書番号、売買契約等を解除しようとする旨）をご記入のうえ、販売店宛に郵送してください（簡易書留扱いが確実です。）。

6. 前項に従って、売買契約等のクーリングオフをしても、同時に個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをしたことにはなりませんのでご注意ください。売買契約等のクーリングオフと同時に個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする場合、第2項に従って、当社宛へ個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをする旨の書面を郵送してください（簡易書留扱いが確実です。）。

7. 第2項に従って、個別信用購入あっせん契約のクーリングオフをした場合、当社に対し、損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。

8. 第2項又は第5項に従って、クーリングオフをした場合、

①販売店に対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や返還に要する費用は、販売店の負担となります。

②訪問販売、電話勧誘販売により商品を使用した場合でも、当社や販売店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

③当社や販売店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。

④クーリングオフした商品は、販売店に返還してください。

個別信用購入あっせん契約及び売買契約等のクーリングオフに関して

1. 訪問販売、電話勧誘販売（個別信用購入あっせん契約申込書の販売形態欄をご確認ください）でお申込みされた場合、その申込書を提出した日（申込書記載の「署名日」の日付）から起算して8日間は書面により個別信用購入あっせん契約及び売買契約等の申込みの撤回又は解除（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。なお、販売店又は当社が、クーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間を経過するまではクーリングオフができます。ただし、営業のためのものであるなど割賦販売法第35条3の60第2項又は特定商取引に関する法律第26条第1項に該当するお申込みの場合には、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

個人情報の取り扱いについての詳細および最新版は、ソフトバンクホームページを必ずご確認ください。以下では、要旨のみ記載いたします。

1) 個人情報の利用目的

- ソフトバンクは、割賦販売・個別信用購入あっせん等を目的として、以下の利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を利用および第三者提供します。ソフトバンクは、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しません。
1. お客さまからのお問い合わせへの対応、割賦販売・個別信用購入あっせん等に関する手続きのご案内および情報の提供等のお客さまサポート
 2. 割賦販売・個別信用購入あっせん等の提供可否判断、当該契約後のお取引状況管理
 3. 課金計算
 4. 料金請求
 5. 賦払金請求および分割支払金請求（他社からの委託によるものを含む）
 6. 割賦販売・個別信用購入あっせん等の不正利用の防止
 7. マーケティング調査および分析
 8. 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
 9. ソフトバンクおよび他社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
 10. お客さまサービス向上に寄与するための情報提供をお知らせする通知
 11. その他、法令に基づく対応等を含めた、割賦販売・個別信用購入あっせん等に必要な業務
- なお、上記以外の目的で当該個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただきます。

2) 加入指定信用情報機関、または加入個人信用情報機関等への個人情報の提供・照会・登録

1. ソフトバンクは、割賦販売・個別信用購入あっせん等（以下「対象契約」）の契約者（申込者含む）に関する個人情報をソフトバンクが加入する指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」）およびソフトバンクが加入する個人信用情報機関（以下あわせて「加入指定／個人信用情報機関」）に提供することにより照会を行います。ただし、Yahoo!BBブランドで提供する商材およびY!mobileブランドで提供する商材の一部は、個人信用情報機関（株式会社日本信用情報機構）には照会しません。その際、個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、ソフトバンクはそれを利用します。
2. ソフトバンクは、対象契約の契約者（申込者含む）に関する個人情報、客観的な取引事実を加入指定／個人信用情報機関に提供し、下表に定める期間登録します。ただし、Yahoo!BBブランドで提供する商材およびY!mobileブランドで提供する商材の一部は、個人信用情報機関（株式会社日本信用情報機構）には提供・登録しません。提供・登録された情報は、加入指定／個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払い能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

（登録される個人情報等とその期間）

登録情報	加入指定信用情報機関、およびその登録期間	加入個人信用情報機関、およびその登録期間
	株式会社 シー・アイ・シー	株式会社 日本信用情報機構
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左記(2)～(4)の情報のいずれかが登録されている期間	
(2) 対象契約の申し込みをした事実	ソフトバンクが加入指定信用情報機関に照会した日から6カ月間	ソフトバンクが加入個人信用情報機関に照会した日から6カ月以内
(3) 対象契約の契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定日等の客観的な事実	対象契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
(4) 返済状況に関する情報（債務の支払を延滞した事実）	対象契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

加入指定／個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は以下の通りです。また、対象契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、上記登録情報等を当該機関に提供・登録または利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜加入指定信用情報機関＞ 株式会社シー・アイ・シー
(<http://www.cic.co.jp/>)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414（フリーダイヤル）

※ 主に割賦販売などのクレジット事業を営む企業を会員とする割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

＜加入個人信用情報機関＞ 株式会社日本信用情報機構
(<http://www.jicc.co.jp/>)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号：0570-055-955

※ 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

＜提携個人信用情報機関＞ 全国銀行個人信用情報センター
(<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

※ 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

上記の各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

3) その他第三者提供

1. ソフトバンクは、ソフトバンクの商品の割賦購入または一括払いによる購入に関して、個品割賦購入契約および立替払契約の内容に基づく割賦債権等の債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を書面の送付または電子的もしくは磁気的方法等により債権譲渡先へ提供する場合があります。
2. ソフトバンクは、対象契約の契約者（申込者含む）に関する個人情報を与信業務に関して提携する次の企業（以下加入指定／個人信用情報機関とあわせて「加入指定／個人信用情報機関等」）に提供する場合があります。

＜提携企業＞ ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
(<http://www.sbpayment.jp/>)

〒105-8025 東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル25階

電話番号：03-6889-2130

※ ソフトバンクが利用する与信・審査業務総合支援サービスの提供ならびに、ソフトバンクの与信に関する業務の一部の受託を行うソフトバンクグループ株式会社の100%子会社です。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】

＜ソフトバンクの個人情報お問い合わせ窓口＞

〒105-0021 東京都港区東新橋1-9-1

ソフトバンク株式会社 個人情報取扱窓口担当

※ 開示請求等の手続き方法の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

＜日本クレジット協会 個人情報保護推進センター＞

（ソフトバンクの所属する認定個人情報保護団体）

(<http://www.j-credit.or.jp/customer/personal-consult/index.html>)

電話番号：03-5645-3360

受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00

（土日祝、年末年始除く）

※ 割賦契約内容（個人情報）に関しましては、下記「ワイモバイルカスタマーセンター」までお問い合わせください。

※ 加入指定／個人信用情報機関等および提携個人信用情報機関の問い合わせ窓口は、それぞれのホームページをご覧ください。

ソフトバンク株式会社

お問合せ先
ワイモバイル カスタマーセンター

■総合窓口（通話料有料）※151への通話は「151」として定額制※151への通話は「151」として定額制※151への通話は「151」として定額制 ■各種お手続き（通話料無料）

ワイモバイルの151 ワイモバイルの151 0570-039-151 ワイモバイルの151 116 ワイモバイルの151 0120-921-156

【オペレーター対応時間】9:00～20:00（年中無休） 【受付時間】自動音声応答にて24時間受付（年中無休）

■ホームページ <http://ymobile.jp/>

●本誌に掲載の内容は2015年10月9日現在のものです。内容については変更する場合があります。

取扱店担当者の方へ 本誌はお客さまへお渡しください。

販売店の名称および住所／連絡先

